2　平成二十三年度に限り、第二条第一項第一号の表第五号、第六号、第八号、第十号及び第六十三号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第十条　平成二十三年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によって算定した額に、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額に〇・〇二を乗じて得た額

二　東日本大震災について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から、第一回特例省令第二条第一号イ及び第二回特例省令第二条第一号イの規定によって算定した額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

項目	額
り災世帯数	六九、〇〇〇円
全壊家屋の戸数	四一、〇〇〇円
半壊家屋の戸数	二三、九〇〇円
全壊家屋の戸数及び半壊家屋の戸数について、その区分が明らかでない戸数	三三、五〇〇円
浸水家屋の戸数	床上　四、八〇〇円 床下　二、七〇〇円
農作物被害面積（ヘクタール）	六、七〇〇円 （ただし、農作物作付面積に対する被害面積が三〇パーセントを超えるものにあつては、九、五〇〇円）
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

三　第一号の額に〇・五を乗じて得た額と前号の額に〇・二を乗じて得た額の合算額

四　東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（法第二条第三項に規定する区域をいう。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村（以下「特定市町村」という。）について、平成二十三年十月三十一日までに当該受入れに要した経費として総務大臣が調査した額から第二回特例省令第二条第一号ニの規定によって算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

五　東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員（非常勤職員を除く。）を採用した特定市町村について、平成二十三年十月三十一日までに当該職員に要した経費として総務大臣が調査した額

六　平成二十三年十月三十一日までに東日本大震災の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から第一回特例省令第二条第一号ホ及び第二回特例省令第二条第一号ホによって算定した額の合算額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

七　平成二十三年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

八　平成二十三年十月三十一日までに決定又は支給した東日本大震災に係る消防賞じゅつ金及び報償金の額又は消防表彰規程に基づき同日までに消防庁長官が決定又は支給した東日本大震災に係る消防賞じゅつ金及び報償金の額のうち、いずれか少ない額

九　平成二十三年十月三十一日までに地方公務員災害補償法第六十九条の規定に基づく非常勤職員に対する公務災害補償に要した経費として総務大臣が調査した額

十　平成二十三年十月三十一日までに、東日本大震災の影響により運行される小学校、中学校又は高等学校等の児童又は生徒等の通学の用に供するスクールバス等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

十一　平成二十三年十月三十一日までに執行され、又は告示された地方公共団体の長又は議会の議員の選挙について、東日本大震災の影響により特定市町村において生じた経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

十二　平成二十三年十月三十一日までに、文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十三　平成二十三年十月三十一日までに東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十四　平成二十三年十月三十一日までに原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

十五　平成二十三年十月三十一日までに原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

十六　平成二十三年十月三十一日までに、原子力発電所の所在する市町村及びその周辺の市町村において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

十七　平成二十三年十月三十一日までに、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

十八　第二回特例省令第二条第一号又は第二号の規定によって算定した額が百万円未満であつた市町村について、第二回特例省令第二条第一号へ及びトの規定によって算定した額の合算額

2　平成二十三年度に限り、第三条第一項第一号イの表第一号、第六号、第三条第一項第一号ロの表第一号、第三号、第三条第一項第二号の表第一号、第三条第一項第三号の表第十一号、第十二号、第二十号及び第五条第五項第六号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の特別交付税から適用する。